

第8号議案

春日市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

令和3年度から令和5年度までの間における介護保険給付等に対応するため、第1号被保険者の保険料の額を改定するとともに、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市介護保険条例の一部を改正する条例

春日市介護保険条例(平成12年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「34,800円」を「35,700円」に改め、同項第2号中「46,980円」を「48,195円」に改め、同項第3号中「52,200円」を「53,550円」に改め、同項第4号中「62,640円」を「64,260円」に改め、同項第5号中「69,600円」を「71,400円」に改め、同項第6号中「75,168円」を「77,112円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「86,304円」を「88,536円」に改め、同項第8号中「98,832円」を「101,388円」に改め、同項第9号中「111,360円」を「114,240円」に改め、同項第10号中「123,888円」を「127,092円」に改め、同項第11号中「136,416円」を「139,944円」に改め、同項第12号中「149,640円」を「153,510円」に改め、同項第13号中「164,256円」を「168,504円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「20,880円」を「21,420円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「20,880円」を「21,420円」に、「29,580円」を「30,345円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「20,880円」を「21,420円」に、「48,720円」を「49,980円」に改める。

第19条第1項第4号中「被保険者」の次に「である市民(前3号に掲げる者を除く。)」を加える。

附則第8条を次のように改める。

(令和3年度から令和5年度までにおける保険料の特例)

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料についての第8条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、

「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第8条及び附則第8条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。